

各都道府県知事 } 殿  
各都道府県選挙管理委員会委員長 }

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

第196回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第65号。以下「改正法」という。）は、平成30年6月27日に公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（以下「施行期日政令」という。）、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）及び政見放送及び経歴放送実施規程（以下「改正規程」という。）が、それぞれ平成30年政令第343号、平成30年政令第344号、平成30年総務省令第68号及び平成30年総務省告示第415号をもって、ともに本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）及び政見放送及び経歴放送実施規程（平成4年自治省告示第165号）の改正は、改正法による公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の改正に伴い、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関し、当該政見放送のための録音又は録画の公営、都道府県の選挙管理委員会等に対する文書の提出等に係る規定の整備を行う等を目的として行われ、改正令、改正規則及び改正規程は、改正法の施行の日（平成30年12月25日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、改正令、改正規則及び改正規程を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）、改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）及び改正後の政見放送及び経歴放送実施規程（以下「新規程」という。）の運用に遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対して、改正法の趣旨を周知されるとともに、貴都道府県内の日本放送協会及び民間基幹放送事業者に対しても、格別の御配慮をお願いします。

## 記

### 第1 参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿に添えて届け出るべき文書に関する事項

(1) 法第86条の3第1項第1号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするものが添える宣誓書に、当該政党その他の政治団体以外の法第150条第1項第2号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政党その他の政治団体以外の同号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員若しくは参議院議員として、五人要件文書（新令第111条の6第2項第1号に規定する当該政党その他の政治団体に所属する5人以上の衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載した文書をいう。以下同じ）にその氏名を記載された者を、当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として当該政党その他の政治団体に所属する5人以上の衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載した文書（以下「第一号要件文書」という。）に、その氏名を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨を追加するものとされたこと。（新令第88条の5第3項第1号及び新規則別記第18号様式の3関係）

(2) 参議院議員の選挙において比例代表選出議員の選挙と選挙区選出議員の選挙を同時に行う場合には、法第86条の3第1項第1号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするものは、当該参議院議員の選挙において、以下の1から4までの者を当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として、第一号要件文書にその氏名を記載することができないものとされたこと。（新令第86条の6第2項関係）

- 1 当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等（法第86条の7第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体で法第86条の3第1項の規定による届出をしていないものを含む。）又は法第150条第1項第2号イ若しくはロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員
- 2 当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等に所属する衆議院議員又は参議院議員として第一号要件文書にその氏名を記載された者
- 3 当該政党その他の政治団体以外の法第150条第1項第2号イ又はロに規定する政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員として新令第111条の6第2項第1号に規定する五人要件文書にその氏名を記載された者
- 4 当該政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等の参議院名簿登載者又は所属候補者として第88条の5第3項第3号に定める文書にその氏名を記載された者

## 第2 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送のための録音又は録画の公営に関する事項

参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送のための録音又は録画の公営について、衆議院小選挙区選出議員の選挙における政見放送のための録音又は録画の公営と同様とされたこと。（新令第111条の5、新規則第17条の4、別記第28号様式の3、別記第28号様式の11、別記第28号様式の12関係）

## 第3 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関する都道府県の選挙管理委員会等に対する文書の提出等に関する事項

(1) 法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者は、法第86条の4第1項、第2項又は第5項の規定による届出のあった日に、次の1及び2に掲げる区分に応じ、当該1及び2に定める文書を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に提出しなければならないものとされたこと。（新令第111条の6第1項及び第2項関係）

1 法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(1)に該当する政党その他の政治団体であるもの  
五人要件文書並びに当該五人要件文書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該五人要件文書に新令第111条の8第2項において準用する新令第88条の6第2項の規定又は新令第111条の8第3項の規定によりその氏名を記載することができないこととされている者を当該衆議院議員又は参議院議員としてその氏名を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨の宣誓書（新規則第17条の10第1項及び別記第28号様式の14関係）

2 法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同号イ(2)に該当する政党その他の政治団体であるもの  
直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数を記載した文書（新規則第17条の10第2項及び別記第28号様式の15関係）

(2) 法第150条第6項ただし書に規定する政令で定める場合は、同条第1項第2号イ又はロに掲げる者に係る同号イ又はロに規定する政党その他の政治団体が同条第6項第2号に掲げる政党その他の政治団体のうち、法第86条の3第1項第1号に該当する政党その他の政治団体として法第86条の7第1項の規定による届出をしたものである場合とされたこと。（新令第111条の6第3項関係）

(3) 中央選挙管理会は、参議院比例代表選出議員の選挙と同時にされる参議院選挙区選出議員の選挙の期日の公示又は告示があった日に、法第150条第6項各号に掲げる政党その他の政治団体（同項第二号に掲げる政党その他の政治団体のうち、法第86条の3第1項第1号に該当する政党その他の政治団体として法第86条の7第1項の規定による届出をしたものを除く。）の名称、本部の所在地及び代表者の氏名を、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に通知しなければならないものとされたこと。（新令第111条の7関係）

(4) 推薦団体又は確認団体に所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定等について、参議院名簿届出政党等に所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定等と同様とされたこと。（新令第111条の8関係）

#### 第4 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関する手話通訳者への報酬の支給に係る規定の整備

法第197条の2第5項に規定する同条第2項の規定により報酬の支給を受けることができる者を使用する前に同条第5項の規定による届出をすることができない場合として政令で定める場合は、法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときとされたこと。（新令第129条第7項及び新規則別記第32号様式の2関係）

#### 第5 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送の実施に関する事項

(1) 参議院選挙区選挙における政見放送への手話通訳の付与

候補者から申込みがあったときは、日本放送協会及び基幹放送事業者は手話通訳を付して政見を録画するものとされたこと。（新規程第8条第7項関係）

(2) 持ち込むことができる政見の種類

持込みビデオ方式（候補者が自ら政見の録音又は録画を行い、放送事業者に提出する方式）において、候補者が持ち込むことができる政見は、候補者1人につきテレビ又はラジオによる政見放送につきそれぞれ全放送局を通じて1種類とするものとされたこと。（新規程第10条第3項関係）

(3) 参議院選挙区選挙における政見放送の録音又は録画の回数

日本放送協会及び基幹放送事業者に対して、候補者から日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行うよう申込みがあったときは、当該基幹放送事業者は当該録音又は録画した物を使用して政見放送を行うものとされたこと。（新規程第11条第7項関係）

## 第6 施行期日等に関する事項

(1) 改正令、改正規則及び改正規程は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第65号）の施行の日（平成30年12月25日）から施行するものとされたこと。（施行期日政令、改正令附則第1項、改正規則第1項及び改正規程第1項関係）

(2) 新令第88条の5第3項（第1号に係る部分に限る。）、第88条の6第2項、第3項及び第7項、第111条の4第2項、第111条の5第1項から第3項まで、第111条の6から第111条の8まで並びに第129条第7項及び第9項の規定、改正規則及び改正規程は、改正令、及び改正規則及び改正規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正令附則第2項、改正規則附則第2項、改正規程附則第2項関係）

以上